

令和6年12月2日から 「資格確認書」を交付します



資格確認書って何？

- ❁ 令和6年12月2日から、紙の保険証が交付できなくなったことで、新しく作られた書類です。
- ❁ 使い方は、紙の保険証と同じです。病院等の窓口へ見せてください。
- ❁ 紙の保険証と同じ大きさで、同じ色（水色）です。
- ❁ 後期高齢者医療制度の被保険者は、マイナ保険証の有無に関わらず、令和7年7月31日まで「資格確認書」が交付されます。
- ❁ 紙の保険証と同様に1年の有効期限ですが、更新手続きは不要です。（毎年7月下旬に更新します。）

誰がもらえるの？

- ❁ 紙の保険証の記載内容が変わった方や、紙の保険証を紛失等された方に紙の保険証の代わりに交付します。
- ❁ 12月2日以降、新たに後期高齢者医療制度の被保険者となった方に交付します。
※ 令和7年8月1日からは、マイナ保険証の保有状況により書類を交付します。マイナ保険証をお持ちの方で、施設入所や病院等の受診に介助が必要である方は申請が必要です。

資格確認書はどうやって使うの？

- ❁ 使い方は、紙の保険証と同じです。病院等の窓口へ見せてください。
- ❁ 必須記載事項と任意記載事項があり、任意記載事項は申請書の提出により、記載・削除が可能です。
※任意記載事項について詳しくは、裏面を参照してください。
- ❁ 一部負担限度額区分の記載がなくても、マイナ保険証で受付をするか、病院等の職員がオンライン資格確認で照会することに同意すれば適用を受けることができます。

裏面もご覧ください。

資格確認書に関する Q & A

Q：資格確認書には、何が書いてあるのですか？

A：病院等で保険情報を確認するための最低限の項目が書いてあります。

Q：任意記載事項とは何ですか？

A：申請書の提出により表示の有無を決めていただける項目で、「一部負担限度額区分（及び長期入院該当日）」と「特定疾病区分」があります。

申請については、お住まいの市区町の後期高齢者医療制度担当課にお問い合わせください。

Q：任意記載事項の一部負担限度額区分の記載がないと窓口支払いが高くなるのですか？

A：限度額区分の記載がなくても、次の①または②をすることで自己負担限度額までの支払いとすることができます。

①マイナ保険証で受付をする。

②病院等の職員がオンライン資格確認で負担区分を確認することを同意する。



このほか、制度に関する詳しい内容は、広島県後期高齢者医療広域連合のホームページをご覧ください。



7月下旬に、マイナ保険証の保有状況により、8月からお使いいただける書類を送付します。（手続き不要）

ご不明な点があれば

お住まいの市区町の後期高齢者医療制度担当課 または
広島県後期高齢者医療広域連合（082-502-3010）へ
お問い合わせください。

